○関東地方整備局告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
桶川市大字川田谷字大沼五〇四四番一から久喜市菖蒲町台字南二七三番一まで	一二・九六～三八四・五九メートル	一一・二九九キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年十月三十日

○関東地方整備局告示第三百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	B	一九・七六～一五七・〇〇メートル	七一・六〇～一九三・六〇メートル	一八・三七一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	一九・七六～一五七・〇〇メートル	七一・六〇～一九六・八四メートル	一八・三七一キロメートル	
		B	一九・七六～一五七・〇〇メートル	一一・〇〇～一九六・八四メートル	一一・〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市都筑区川向町字北耕地一〇八一番二から同市都筑区川向町字南耕地六三六番二まで	前	五八・〇〇～二三二・〇〇メートル	〇・五一一キロメートル
	後	六六・〇〇～二三八・〇〇メートル	〇・五一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桶川市大字川田谷字諏訪北六七五四番三から白岡市下大崎字賀美田一六五七番四まで	前	二四・一五～三四九・〇〇メートル	一〇・二八七キロメートル
	後	二四・一五～三四九・〇〇メートル	一〇・二八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	さいたま市西区宮前町一七四二番一から上尾市大字壱丁目字愛宕前三〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	桶川市大字川田谷字稲荷二八八七番一地先から同市大字川田谷字中台四九〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十七年十月三十一日

○関東地方整備局告示第三百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字川田谷大沼五〇四四番一地先から久喜市菖蒲町台字南二七三番一地先	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月三十一日

○関東地方整備局告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県長生郡長生村及び日本下水道事業団

二　都市計画事業の種類及び名称　長生都市計画下水道事業長生村公共下水道

三　事業施行期間　自平成二十七年十月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県長生郡長生村一松字中瀬地内

使用の部分　千葉県長生郡長生村水口字中曽根、字東栄及び字西栄、岩沼字宮ノ台、字南原、字上南原、字関島、字北堤下、字上林、字下林、字南田、字門ノ川、字井土田、字宮ノ下、字姥田、字祇園台、字前田、字川間、字堤下、字南笠松、字下野中、字北野中、字上野中、字南野中、字イヤリ田、字鎗田、字三多田及び字岩沼、信友字中曽根、一松字北卯高入、字中卯高入、字北戌高入、字久手割、字初崎割、字南戌高入、字中戌高入、字南卯高入、字古川下、字南戌高、字龍